

国籍選択届

重国籍者が日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄する旨を宣言する届です。

国籍を選択するには、自己の意志に基づき、次のいずれかの方法により選択します。

(1) 日本の国籍を選択する場合

ア 外国の国籍を離脱する方法

当該外国の法令により、その国の国籍を離脱した場合は、離脱を証明する書面を添付して市区町村または大使館・領事館に 外国国籍喪失届を提出します。

イ 日本の国籍の選択の宣言をする方法

市区町村または大使館・領事館に「日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄する」旨の国籍選択届を提出します。

(2) 外国の国籍を選択する場合

ア 日本の国籍を離脱する方法

住所地を管轄する法務局・地方法務局または大使館・領事館に戸籍謄本、住所を証明する書面、外国国籍を有することを証明する書面を添付して、国籍離脱届を提出します。

イ 外国の国籍を選択する方法

当該外国の法令に定める方法により、その国の国籍を選択したときは、外国国籍を選択したことを証明する書面を添付の上、市区町村または大使館・領事館に国籍喪失届を提出します。

根拠法令	戸籍法第104条の2、国籍法第14条
届出期間	・重国籍となった時が20歳未満の場合：22歳に達するまで ・重国籍となった時が20歳に達した後の場合：その時から2年以内、催告を受けた日から1か月以内
届出地	国籍を選択する者の本籍地、所在地。国外の場合は大使館、領事館
届出人	2つ以上の国籍を持ち、日本国籍の選択を宣言する人
必要書類	・届書：国籍選択届記入例は下記をご覧ください ・印鑑：届出人のもの
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください
関連の届出	
教示	国籍選択届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に

	不服申立てができます。
--	-------------

※この様式は平成24年4月1日からの様式です。

国籍選択届

平成23年12月25日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日						
送付 平成 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知		

(よみかた) 国籍選択を する人の氏名	かすかべ 氏 春日部	はなこ 名 花子	昭和・平成2年12月15日生
	埼玉県春日部市中央 6 (方書・マンション名)		丁目 2 番地 号
住 所 (住民登録をして いるところ)	世帯主の氏名 春日部 一郎		
本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目		番地 1 番
	筆頭者の氏名 春日部 花子		
現に有する 外国の国籍	アメリカ合衆国		
国籍選択宣言	日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄します		
そ の 他			
届 出 人 署 名 押 印	春日部 花子		印

届 出 人 (国籍選択宣言をする人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意。届出人全員の契印が必要)に書いてください。)			
資 格	親権者(□父 □養父) □未成年後見人	親権者(□母 □養母) □未成年後見人	
住 所	丁目 番地 号 (方書・マンション名)	丁目 番地 号 (方書・マンション名)	
本 籍	丁目 番地 番	丁目 番地 番	
	筆頭者の氏名		筆頭者の氏名
署 名 押 印			印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	印

※持参するもの 印鑑
 ※本籍地以外に届出する場合は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を添付してください。

連絡先 電話 048(736)1111
 (自宅) 携帯・勤務先・呼出 方